

東かがわ市告示第93号

東かがわ市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月27日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する告示

東かがわ市予防接種事故災害補償規程（平成15年東かがわ市告示第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補償基準及び補償金額) 第5条 略 (1) 略 (2) 略 ア 死亡の場合（「死亡補償金」という。） <u>全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書に定める死亡補償保険金額</u> イ 障害の場合（「障害補償金」という。） <u>全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書に定める損害補償保険金額</u> ただし、甲は「死亡補償金」と「障害補償金」を重複しては給付しない。	(補償基準及び補償金額) 第5条 甲は、次の基準と金額に基づき補償を行う。 (1) 略 (2) 補償金額 ア 死亡の場合（「死亡補償金」という。） <u>4,800万円</u> イ 障害の場合（「障害補償金」という。） <u>予防接種法施行令の障害等級1級の場合 4,800万円</u> <u>予防接種法施行令の障害等級2級の場合 3,196万円</u> <u>予防接種法施行令の障害等級3級の場合 2,439万9千円</u> ただし、甲は「死亡補償金」と「障害補償金」を重複しては給付しない。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。